

一般社団法人日本肝臓学会支部評議員選考に関する基準

2013年 4月 1日制定

2018年 5月18日改訂

第1. 一般社団法人日本肝臓学会（以下「学会」という。）支部会会則第9条第7項（評議員の選考に関する基準については、東・西支部長が協議して定める。）の規定に基づいて、この基準を設ける。

第2. 学会の支部評議員は、次の各号に定める要件をすべて具備する者でなければならない。

- (1) 当該年度までの年会費を完納している者
- (2) 継続7年以上学会員である者
- (3) 以下の3条件をすべて満たす者
 - ① 最近の5年以内に和文誌『肝臓』または欧文誌『Hepatology Research』に1編以上論文を発表している。
 - ② 肝臓学・肝臓病学に関する論文でFirst author（もしくはCorresponding author）のものを1編以上、査読を経て掲載される学術誌に発表している。
 - ③ 最近5年以内に学会が主催する学術集会で研究発表を積極的に行ってている。
- (4) 大学・研究機関、病院および所在地域における肝臓学の指導的立場にある者
- (5) 臨床系の場合、肝臓専門医であることを条件とする
- (6) 満65歳未満の者、なお満65歳の基準日は当該年の3月31日とする。

第3. 学会員として継続10年以上の者で、支部会における功労が特に著しい者は、前条第3項第1号ないし第3号の規定にかかわらず世話人会の議を経て評議員となることができる。

第4. 学会支部会会則第9条第2項に規定する所定の申込書への推薦者については、学会の役員または支部評議員とする。推薦者が推薦することのできる者は1名とし、推薦の理由を付さなければならない。

注 この基準は、2011年3月23日に開催された支部長会議において合意し、2013年6月5日の理事会で承認された『一般社団法人日本肝臓学会支部会会則』に基づいて改正したものである。

2018年5月18日、両支部長の合意のうえ、第2.基準を改訂する。